資料５

HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

令和５年度第２回北海道スポーツ推進審議会

説明資料

部活動の地域移行について

北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課

部活動の地域移行の趣旨等

令和４年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】

スポーツ庁　文化庁

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒が**スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保**するため、**速やかに部活動改革に取り組む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の**教育的意義を継承・発展**させ、**新しい価値が創出**されるようにすることが重要。
○ 令和４年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、**平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。**これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。**
○ 部活動の地域移行に当たっては、**「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒の**スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消**することが重要。

※**Ⅰは中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ　学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）
- **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- **部活動指導員**や外部指導者を確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- **週当たり２日以上の休養日**の設定（平日１日、週末１日）
- 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備**を進める

Ⅱ　新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラム**の確保
- 休日のみ活動をする場合も、原則として**１日の休養日を設定**
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- **困窮家庭への支援**

Ⅲ　学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）
- **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
  ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- **令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ　大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）
- 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
  ※日本中体連は令和５年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

部活動の地域移行に係る市町村の取組状況

R5.6.1現在

課題（特に推進の壁となっていること）

受け皿団体の確保
- 団体の高齢化

人材の確保
- 専門的な指導を行える人材

財源の確保
- 費用負担の在り方

近隣市町村との連携
- 合同で実施している種目の方向性の検討

生徒の移動手段の確保
- 保護者負担の軽減

活動場所の確保
- 文化系の活動場所

学校備品の取扱い

地域の理解
- 学校、地域、教委の共通理解
- 保護者の反発
- 教職員の理解促進

教員負担の継続

大会出場要件
- 中体連大会に向けたチーム編成

協議会委員の選定

推進体制の整理

道教委の取組

北海道部活動の地域移行に関する推進計画の概要（令和5年3月策定）

HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

計画期間

国のガイドラインが改革推進期間とする、**令和５年度から令和７年度末までの３年間。**

市町村においては、国のガイドライン及び本計画を市町村の推進計画策定等の参考とするなどしながら、地域の実情に応じて取組を進めることが望ましい

部活動の地域移行の目的

部活動の地域移行は、**生徒の望ましい成長のために**、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、**地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの**。

推進体制

- **「部活動改革推進本部（仮称）」を設置し、関係部署が横断的に連携し、施策を推進**
- 毎年度、「部活動改革推進本部（仮称）」及び有識者や学校関係者、競技団体、保護者等で構成する「部活動関係者会議」に進捗状況を報告し、その意見等を踏まえ効果的に推進

第１章　国の動向

- 平成29年以降、学校における部活動の厳しい現状を踏まえ、部活動の適正化、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきた。
- 公立中学校等を対象として、まずは**休日の部活動から段階的に地域移行を進める**こと、地域連携や地域クラブ活動への移行について、**令和５年度から令和７年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援する**ことが示された。

第２章　北海道における方向性

- 公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、**令和５年度から令和７年度までの３年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。**
- **公立高等学校については**、生徒の心身の健全育成や教員の働き方改革の観点から、**地域や学校等の実情に応じて部活動の改善に取り組む**。

第３章　道教委の取組とスケジュール

(1)	運営団体・実施主体の整備
(2)	指導者の確保
(3)	スポーツ・文化施設の確保
(4)	大会・コンクールの見直し
(5)	費用分担に関する意識の醸成
(6)	部活動の位置付けについての理解の促進
(7)	取組の促進

- 市町村への事例提供・助言
- 複数市町村間の調整
- 地域の人材及び兼職兼業を希望する教員の人材バンクの整備
- 大会主催者への要請
- 部活動の位置付け等の周知
- 広報・啓発
- 取組状況の把握　　等

- 令和5年度から令和7年度までの期間において、出来るだけ早い段階に集中的に取組を展開
- 市町村の取組状況を把握し、必要な支援等を継続的に実施

情報発信の取組：部活動の在り方検討支援アドバイザー派遣事業

趣　旨

国の委託事業を活用し、地域における部活動の在り方の検討や取組を支援することを目的として、学識経験者や地域スポーツの実践経験者等をアドバイザーとして、市町村が主催する地域説明会や検討会議等に派遣

派遣実績

令和4年度：19市町村
令和5年度：29市町村（R5.12.15時点）※決定ベース
＋教育局での活用５件

アドバイザー（R4：3名 → R5：6名）

・山本　理人　北海道教育大学岩見沢校キャンパス長
・小田　新紀　NPO法人幕別札内スポーツクラブクラブマネージャー
・磯田　大治　NPO法人おにスポ理事長
・井上　諭一　NPO法人枝幸三笠山スポーツクラブ理事長
・伊端　隆康　NPO法人留萌スポーツ協会理事長
・熊耳　雅美　公財）北海道スポーツ協会クラブアドバイザー

情報発信の取組：広報・啓発

概　要

当課ホームページに「部活動の地域移行」や「部活動方針」についてのリーフレットを公開するほか、広報誌ほっとネットに「地域移行」についての記事を掲載。

部活動の地域移行

部活動の地域移行の趣旨等

（リーフレット）部活動の地域移行に向けた取組がはじまります！（PDF 1.46MB）

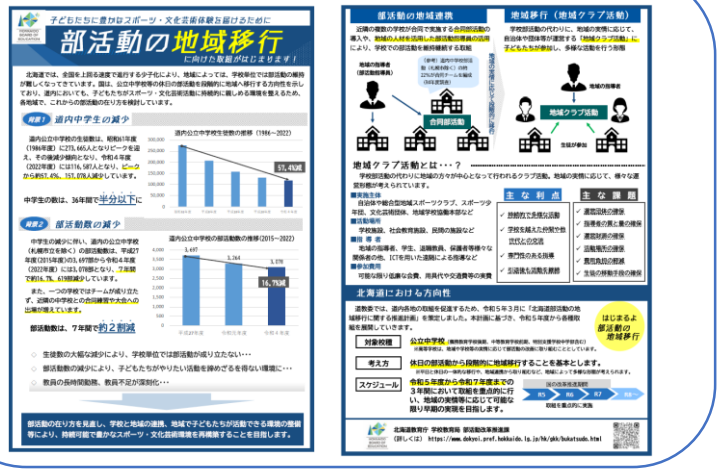

保護者・地域の方向けリーフレット

部活動は、学校教育の一環として行われていますが、教科や特別活動とは異なる「教育課程外」の活動です。部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものですが、部活動を実施する場合には、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、休養日や活動時間を設定することが大切です。詳しくはリーフレットをご覧ください。

【リーフレット】バランスの取れた生活と心身の健全な成長のために（部活動の休養日・活動時間等）（PDF 746KB）

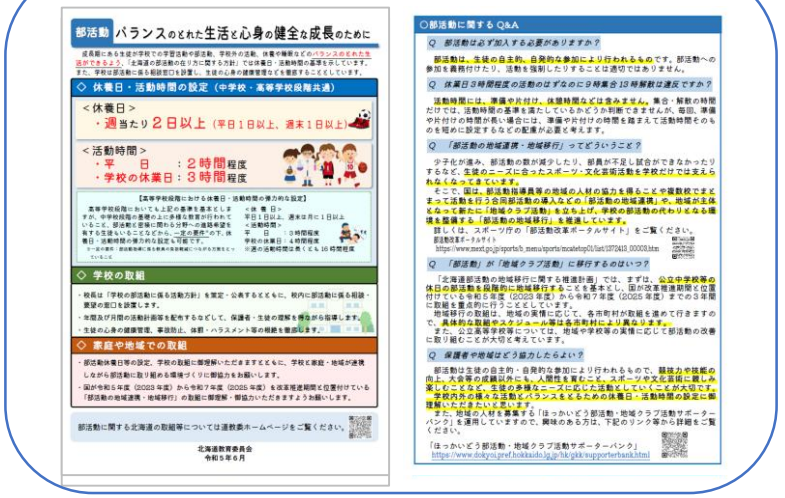

課　題

地域クラブ活動の会費はサービスの対価という趣旨だけではなく、地域で活動するスポーツ・文化芸術団体の運営を担う一員として分担するものであるという意識の醸成に向けた広報･啓発が必要。

ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク

趣　旨

各地域における指導者の確保を支援するため、令和５年３月にこれまで部活動指導員と外部指導者候補者の募集のために設置していた人材バンクを地域クラブ活動の指導者の募集や指導を希望する教員が登録出来るようリニューアル

周知の取組

道教委ホームページやX（旧Twitter）を通じた広報のほか、民間企業等を対象としたイベントでの周知、家庭教育サポート企業へのPRや高校総体の競技会場でのチラシの配布など

活用の流れ

① 応募フォームによりお申し込みください。
② 応募内容を確認の上、「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」に登録します。
③ 市町村教育委員会や学校、地域クラブからの照会に対し、④道教委（教育局）から情報提供します。
⑤ 指導者を探している市町村教育委員会等から応募者に連絡します。
⑥ 勤務条件等を確認し、面接等の選考を経て任用となります。

公立学校教員の方は、所属する学校の設置者である教育委員会から兼職兼業の許可を得る必要があります。

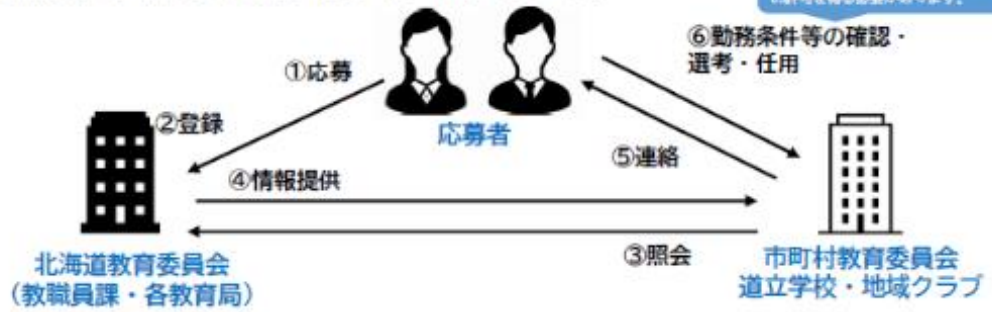

中学生・高校生のスポーツ・文化活動に皆さんの力をお貸しください。

北海道教育委員会では、道内の公立学校で行われる「部活動」や、各地域で部活動に代わって行われる「地域クラブ活動」の指導者の候補者として登録していただける方（サポーター）を募集しています。

「スポーツや文化活動の指導経験がある方」、「競技や文化活動等の経験があり指導が可能な方」は、北海道の子どもたちのために、登録を御検討ください。

ご登録はこちらから
https://www.harp.lg.jp/qMnlAJEu
フォームへの入力が難しい場合のみ、道教委のHPから様式をダウンロードし、郵送又はFAXにて送信してください。

北海道教育庁 学校教育局 部活動改革推進課
住　所：〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目
電　話：011-206-6067
https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gkk/bukatsudo.html